

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第30号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程

京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2章 企画総務部研修所 (職名)</p> <p>第3条 企画総務部研修所(以下「研修所」という。)に所長及び担当係長を置く。</p> <p>2 <u>研修所に担当課長及び担当課長補佐</u>を置くことがある。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>担当課長、担当課長補佐</u>及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。</p> <p>第5条 所長は、所属職員(係長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。以下同じ。)の配置を定め、<u>担当課長、担当課長補佐</u>及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。</p>	<p>第2章 企画総務部研修所 (職名)</p> <p>第3条 企画総務部研修所(以下「研修所」という。)に所長及び担当係長を置く。</p> <p>2 研修所に担当課長を置くことがある。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。</p> <p>第5条 所長は、所属職員(係長及びこれに準ずる職にある者を除く。)の配置を定め、<u>担当課長及び担当係長</u>は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。</p>

(代理)

第6条 所長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合にあつては、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。

### 第3章 自動車部自動車整備工場

(職名)

第8条 自動車整備工場に自動車整備工場長及び技術係長並びに整備係長を置く。

2 自動車整備工場に工場長補佐を置くことがある。

(職務)

第9条 自動車整備工場長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 工場長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第10条 自動車整備工場長は、所属職員(係長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。)の配置を定め、係長は所属職員の担当事務を定める。

2 工場長補佐は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

(代理)

第6条 所長に事故があるときは、主管事務につき、担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合にあつては、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、担当係長がその職務を代理する。

### 第3章 自動車部自動車整備工場

(職名)

第8条 自動車整備工場に自動車整備工場長、技術係長及び整備係長を置く。

(職務)

第9条 自動車整備工場長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第10条 自動車整備工場長は、所属職員(係長及びこれに準ずる職にある者を除く。)の配置を定め、係長は所属職員の担当事務を定める。

(代理)

第 11 条 自動車整備工場長に事故があるときは、主管事務について工場長補佐又は係長がその職務を代理する。

## 第 5 章 自動車部営業所

(職名)

第 20 条 営業所及び出張所に所長、庶務係長及び運転係長を置く。

2 営業所及び出張所にお客様サービス推進員を置くことがある。

3 営業所及び出張所に管理係長及び整備係長を置くことがある。

4 営業所及び出張所に担当所長、所長補佐、担当所長補佐及び担当係長を置くことがある。

(副所長)

第 21 条 営業所及び出張所に副所長を置くことがある。

(職務)

第 22 条 所長、お客様サービス推進員及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長及び所長補佐は、所長を補佐する。

3 担当所長、担当所長補佐及び担当係長は、副所長の職務を行うことができる。

4 担当所長、担当所長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

(代理)

第 11 条 自動車整備工場長に事故があるときは、主管事務について係長がその職務を代理する。

## 第 5 章 自動車部営業所

(職名)

第 20 条 営業所及び出張所に所長、副所長、庶務係長及び運転係長を置く。

2 営業所及び出張所にお客様サービス推進員を置くことがある。

3 営業所及び出張所に管理係長及び整備係長を置くことがある。

4 営業所及び出張所に担当係長を置くことがある。

## 第 21 条 削除

(職務)

第 22 条 所長、お客様サービス推進員及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐する。

3 副所長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第 23 条 所長は、所属職員の配置を定め、係長は、所属職員の担当事務を定める。

(代理)

第 24 条 所長に事故があるときは、副所長がその職務を代理し、お客様サービス推進員及び副所長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当所長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

(職名)

第 33 条 運輸事務所に所長及び区長を置く。

2 運輸事務所にお客様サービス推進員を置くことがある。

3 運輸事務所に所長補佐、担当所長補佐及び担当係長を置くことがある。

(職務)

第 34 条 所長、お客様サービス推進員、係長及び区長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長補佐、担当所長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第 35 条 所長は、所属職員の配置を定め、区長は、所属職員の担当事務を定める。

第 23 条 所長は、所属職員(係長及びこれに準ずる職にある者を除く。)の配置を定め、係長は、所属職員の担当事務を定める。

(代理)

第 24 条 所長に事故があるときは、副所長がその職務を代理し、お客様サービス推進員及び副所長に事故があるときは、主管事務につき、係長又は担当係長がその職務を代理する。

(職名)

第 33 条 運輸事務所に所長及び区長を置く。

2 運輸事務所にお客様サービス推進員を置くことがある。

3 運輸事務所に担当係長を置くことがある。

(職務)

第 34 条 所長、お客様サービス推進員、係長及び区長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第 35 条 所長は、所属職員(区長及びこれに準ずる職にある者を除く。)の配置を定め、区長は、所属職員の担当事務を

(代理)

第 36 条 所長及びお客様サービス推進員に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当所長補佐、区長、係長又は担当係長がその職務を代理する。

## 第 8 章 高速鉄道部車両工場

(職名)

第 38 条 車両工場に工場長及び区長を置く。

2 車両工場に担当課長、工場長補佐及び担当係長を置くことがある。

(職務)

第 39 条 工場長及び区長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長、工場長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第 40 条 工場長は、所属職員の配置を定め、区長は、所属職員の担当事務を定める。

2 担当課長、工場長補佐及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

(代理)

第 41 条 工場長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長、工場長補佐、

定める。

(代理)

第 36 条 所長及びお客様サービス推進員に事故があるときは、主管事務につき、区長、係長又は担当係長がその職務を代理する。

## 第 8 章 高速鉄道部車両工場

(職名)

第 38 条 車両工場に工場長及び区長を置く。

2 車両工場に担当課長及び担当係長を置くことがある。

(職務)

第 39 条 工場長及び区長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第 40 条 工場長は、所属職員 (区長及びこれに準ずる職にある者を除く。) の配置を定め、区長は、所属職員の担当事務を定める。

2 担当課長及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

(代理)

第 41 条 工場長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長、区長又は担当

<p>区長又は担当係長が、その職務を代理する。</p> <p>第 10 章 部長等の代理、報告等 (部長等の代理)</p> <p>第 48 条 部長に事故があるときは、主管事務につき、事業所長がその事務を代理する。 (報告)</p> <p>第 49 条 部長は、係が分掌する事務の概目並びに副所長、担当課長、<u>所長補佐、担当課長補佐</u>及び担当係長の担当事務の概目を定め、次長に報告しなければならない。</p>	<p>係長が、その職務を代理する。</p> <p>第 10 章 部長等の代理、報告等 (部長等の代理)</p> <p>第 48 条 部長に事故があるときは、主管事務につき、事業所長がその事務を代理する。 (報告)</p> <p>第 49 条 部長は、係が分掌する事務の概目並びに副所長、担当課長及び担当係長の担当事務の概目を定め、次長に報告しなければならない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(企画総務部職員課)